

# 介護度別支給限度額一覧表

要介護区分ごとに介護保険で利用できる区分支給限度額(上限額)が決められています。かかった費用の1割、一定以上の収入がある方は2割又、3割を負担します。区分支給限度額を超えた利用にかかる費用は、全額自己負担もしくは別途料金となります。

要介護区分	支給限度額 (1ヵ月あたり)	支給限度額をすべて 使用した場合(1割)	支給限度額をすべて 使用した場合(2割)	支給限度額をすべて 使用した場合(3割)
要支援1	5,032単位(50,320円)	5,032円程度	10,064円程度	15,096円程度
要支援2	10,531単位(105,310円)	10,531円程度	21,062円程度	31,593円程度
要介護1	16,765単位(167,650円)	16,765円程度	33,530円程度	50,295円程度
要介護2	19,705単位(197,050円)	19,705円程度	39,410円程度	59,115円程度
要介護3	27,048単位(270,480円)	27,048円程度	54,096円程度	81,144円程度
要介護4	30,938単位(309,380円)	30,938円程度	61,876円程度	92,814円程度
要介護5	36,217単位(362,170円)	36,217円程度	72,434円程度	108,651円程度

※介護保険法改定により料金を変更することがあります。

## 居宅支援事業所 きらら

サービス付き高齢者向け住宅に入居中の介護保険利用については、居宅支援事業所きららのケアマネジャーがご相談に応じます。お一人おひとりに合わせたケアプランを作成し、安心した生活が送れるようにご支援をさせていただきます。同一施設内に事業所がありますので、迅速な対応が可能です。

「入居後も安心だね」

介護保険利用に関してのご相談は

●居宅支援事業所 きらら

☎0848-21-1256

ケアマネジャーまでお気軽にご相談ください！

2024年6月1日現在

